

100

# 生物·化学兵器



## 生物·化学兵器



生物・化学兵器の歴史は古く、学問や産業の進 歩とともに、人体に有害な生物剤・化学物質に関 する研究も発展し、戦争におけるこれらの使用が 研究・開発されてきた。

第一次世界大戦では、化学兵器が初めて本格的 に使用され、その被害は死傷者130万人以上、その うち死者は10万人に達したとされる。各国は第一 次大戦の終了後も化学兵器を生産・保有等し続け たが、同時に生物・化学兵器の悲惨さは国際社会 によって強く認識され、1925年、生物兵器及び化 学兵器を規制する初めての国際条約として「窒息 性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細 菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議 定書」(以下「毒ガス等使用禁止に関するジュネー ブ議定書」という。)が作成された。ただし、毒ガ ス等使用禁止に関するジュネーブ議定書は、これ ら生物・化学兵器の戦争における使用は禁止した が、平時における生産・保有等については何ら規 定していなかった。

その後、1966年の第21回国連総会において化学 兵器及び細菌兵器の使用を非難する決議が採択さ れ、さらに、1969年、ウ・タント国連事務総長が「化 学・細菌(生物)兵器とその使用の影響」と題す る報告書を提出すると、これらの兵器の規制の重 要性について軍縮委員会や国際連合の場で活発に 議論されるようになり、それぞれの兵器を平時に おける生産・保有等を含めて規制する条約の作成 が目指されるようになった。当初は、生物・化学 兵器を一括して禁止する条約の作成が目指された が、最終的には、比較的作成が容易と見られた生 物兵器を禁止する条約をまず作成し、その後化学 兵器を禁止する条約をすず作成し、その後化学 兵器を禁止する条約を作成することとなった。こ うして、1975年に生物兵器禁止条約(BWC)、1997 年に化学兵器禁止条約(CWC)が発効した。

### 第2章

### 生物兵器禁止条約(BWC)

### 第1節 概 要

### 1. 生物兵器禁止条約(BWC)の成り立ち と概要

国連事務総長の報告書等を受け、軍縮委員会に おける議論を経て、1971年に軍縮委員会において 生物兵器禁止条約(「細菌兵器(生物兵器)及び毒 素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に 関する条約(BWC:Biological Weapons Convention)」) が作成された。この条約は同年の第26回国連総会 決議の採択を経て、1972年4月に署名のために開 放され、1975年3月に発効した。

BWCは生物兵器を包括的に規制する唯一の国際 法上の枠組みであり、2016年1月現在の締約国数 は173に上る。

### 2. 日本による BWCの批准

日本は、1982年6月にBWCを批准し、日本国内 におけるBWCの実施を確保するため、「細菌兵器 (生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の 禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律」 (BWC実施法)を制定し、生物・毒素兵器の製造、 所持、譲渡、譲受けを罰則をもって全面的に禁止 した。また、2001年12月には、爆弾テロ防止条約 締結に際してBWC実施法を改正し、生物・毒素兵 器の使用罪及び生物剤・毒素の発散罪を設け、こ の罪については国外犯も処罰の対象とした。

### 第2節 / BWC の課題と強化に向けた取組

### 1. BWCの課題

BWCは生物兵器の開発、生産、貯蔵、保有について戦時・平時を問わず包括的に禁止しているが、 その一方で、化学兵器禁止条約(CWC: Chemical Weapons Convention)と異なり、締約国の条約の 遵守を検証する手段に関する規定がない。

1994年に開催された締約国特別会議において、 検証議定書を検討するための政府専門家アドホッ ク・グループ(AHG)が設置されたが、そもそも 生物兵器の場合、使用される生物剤は殺菌による 証拠隠滅も容易であるという特性がある等の理由 から、検証そのものが極めて難しいという問題が あって、交渉は難航した。結局、2001年4月には 同グループ議長案が提示されたが、2001年11月の 第5回運用検討会議(運用検討会議は5年に一度 開催)以降、検証議定書交渉は中断されている。

一方、イラクに対する国連特別委員会(UNSCOM) /国連監視検証査察委員会(UNMOVIC)による 一連の査察報告でも、同国が湾岸戦争以前から高 度な生物兵器戦計画を有し、ボツリヌス毒素、炭 疽菌等の生物剤を保有していたことが明らかにな るなど、依然として国家による生物兵器の研究は 国際平和への脅威となっている。また、近年では、 1995年のオウム真理教によるボツリヌス毒素・炭 疽菌の開発、2001年の米国における炭疽菌事件を 受けて、非国家主体による危険な生物剤を用いた テロ行為発生の可能性が現実的なものとして国際 社会において受け止められるようになっている。 現在は、こうした脅威に対抗することも含めた条 約の強化が課題となっている。

### 2. BWC強化に向けた取組

検証議定書交渉の中断後、BWCの強化に向けた 取組として、次の運用検討会議開催までの間に専 門家会合と締約国会合を毎年開催し、BWCの強化 に関する共通の理解と実効的な措置を促進するた めの議論を継続することが第5回運用検討会議で 決定された。

第6回運用検討会議(2006年11月~12月)でも、 専門家会合と締約国会合を第7回運用検討会議ま で毎年開催し、各国の国内法制の強化や病原体の 保安管理、締約国間の相互支援、国際機関との連 携等について議論することとなった。また、第6 回運用検討会議では、事務局機能を有する履行支 援ユニット(ISU)の設置等、新たな措置につき決 定されたことで、締約国間の情報共有が合理化さ れた。

第7回運用検討会議(2011年12月)では、毎年 自国内にある研究施設、生物防護計画、疾病発生 状況等につき情報提供を行う信頼醸成措置(CBM) の申告内容改善、ISUの任期延長、締約国間の国際 協力・支援を促進するためのデータベースの立ち 上げ等新たな措置が合意された。また、第8回運 用検討会議(2016年)まで専門家会合と締約国会 合を毎年開催することも合意された。

### 3. 最近の動き

第7回運用検討会議では、バイオテロ、急速に 進展するバイオ技術の悪用・誤用、初期には生物 兵器使用か自然発生かの区別が困難で影響が広範 囲に及ぶ恐れのある感染症など、国家による生物 兵器計画に止まらないバイオ脅威への懸念とBWC 強化の必要性が提起され、2012 ~ 2015年の年次会 合では、政府、産業界、学術界等、様々な関係者 を交えて、テロ対策や公衆衛生の観点も踏まえな がら、BWC強化の具体的な方策についての議論が 継続されている。

【2012 ~ 2015年の年次会合トピック】 ○国際協力・支援(常設議題) ○科学技術の進展のレビュー(常設議題) ○国内実施強化(常設議題) ○信頼醸成措置(CBM)提出促進(2012年、2013年) ○条約第7条(生物兵器使用疑惑の際の防護支援) 実施強化(2014年、2015年)

### 第3節 / 日本

### 日本の取組

日本は、2012年から2015年の間に開催された会 合において作業文書を提出し、専門家によるプレ ゼンテーションを実施した他、JACKSNNZ(日本、 オーストラリア、カナダ、韓国、スイス、ノルウェー、 ニュージーランドからなる非EU西側諸国による非 公式グループ)を通じて他の国を取り込みながら 共同作業文書を提出し、議論の活性化に貢献した。

専門家会合においては、我が国の専門家が、先 端生物学とそのセキュリティ問題、科学者の行動 規範、日本のバイオセキュリティにかかる現状と 展望、日本のエボラ出血熱対応とその経験から得 られた国際協力・支援にかかる BWCへの教訓と いった発表を行い、BWC強化に資する様々な視点 を提供し、議論に貢献した。また、検証制度を有 さない BWCにおいて条約実施の信頼性を向上させ るために重要な役割を果たしている CBMによる情 報提供を促進するための方策について提案する等、 条約実施強化の議論に積極的に貢献した。

#### (参考)

生物兵器とは、天然痘ウィルス、コレラ菌、炭疽 菌、ボツリヌス毒素等の生物剤や、これらを保有・ 媒介する生物を使用して、人、動物、又は植物に害 を加える兵器をいう。生物兵器は、使用された場合 でも自然発生の疾病との区別が困難であり、また感 染性のあるものについては、一旦使用されるとその 効果が広範かつ長期的に持続するという特性を有す る。また、消毒することにより証拠隠滅が可能なため、 開発・生産の現場を検知することが困難であるとさ れる。

### 第3章

### 化学兵器禁止条約 (CWC)

### 第1節 総論

### 1. 化学兵器禁止条約(CWC)の成り立ち と概要

化学兵器については、1970年代には軍縮委員会 (ジュネーブ軍縮会議(CD)の前身)で議論され ていたが、1980年代に入ると、軍縮委員会に化学 兵器禁止特別委員会が設立され、1984年に同特別 委員会において化学兵器を禁止するための交渉が 本格的に開始された。その後イラン・イラク戦争 での化学兵器の使用や湾岸戦争を経て、化学兵器 を禁止するための交渉の早期妥結の気運が高まり、 1992年、化学兵器禁止条約(「化学兵器の開発、生産、 貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」 (CWC: Chemical Weapons Convention))の条約 案が軍縮会議において採択された。CWCは翌1993 年に署名のため開放され、1997年4月発効した。

CWCは、サリンなどの化学兵器の開発、生産、 保有等を包括的に禁止し、同時に、締約国が保有 している化学兵器を一定期間内(原則としてCWC 発効から10年以内、したがって2007年4月以前。) に全廃することを規定している。CWCは、一つの 範疇の大量破壊兵器を完全に禁止し、廃棄させる のみならず、これらの義務の遵守を確保する手段 として、詳細な検証制度をもつ初めての条約であ り、軍縮条約史上、大きな意味を持っている。また、 CWCは、化学兵器や化学兵器生産施設といった化 学兵器に直接関連したものだけでなく、民生用の 化学製品を生産するための化学物質を製造などし ている一般の化学工場や研究所などについても化 学兵器禁止機関(OPCW、第2節参照)に申告し、 査察を受け入れる義務を定めている。

### 2. 日本による CWCの批准

日本は1995年9月にCWCを批准し、日本国内に おけるCWCの実施を確保するため、化学兵器禁止 法(「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関す る法律」)を制定し、化学兵器の使用、製造、移譲 等を罰則をもって禁止した。また、化学兵器の製 造のために用いられ得る化学物質については、経 済産業大臣からの許可の取得等の義務が課された。 2001年12月の爆弾テロ防止条約締結に際しては、 同法を改正し、毒性物質又はこれと同等の毒性を 有する物質の発散罪を設け、この罪については国 外犯も処罰の対象とした。なお、1995年3月に東 京都心で発生した地下鉄サリン事件が化学兵器の 脅威を高めたことも日本がCWCを早期に批准する 一つの契機となった。

世界有数の化学産業国である日本は、1997年4 月のCWC発効に際し、化学産業関連事業所などに 関する冒頭申告をOPCWに対して行った後、毎年 約450~500の事業所などをOPCWに申告している。 これらの申告された事業所などに対し、OPCWか ら査察団が派遣されるが、日本が2014年末までに 受け入れた産業査察数は累計230回以上に達し、す べて問題なく終了している。なお、1995年3月の 地下鉄サリン事件で使用されたサリンを製造する ための工場であった「第7サティアン」(注:オウ ム真理教の施設)は、日本政府から化学兵器生産 施設としてOPCWに申告され、OPCWより派遣さ れた査察官の検証の下、1998年12月に廃棄されて いる。

### 3. CWCの課題と国際社会の取組

CWCは条約発効後18年を超え、いくつかの課題 を抱えつつも、様々な面で進展を見せている。

2016年1月現在の締約国数は、192に上る(2013 年6月にソマリア、10月にシリアが加入、2015年 8月にミャンマー、9月にアンゴラが加入)。北朝 鮮や一部中東諸国等が依然未締結であり、これら 諸国の締結を促進し、さらに普遍性を強化してい く必要がある。

また、CWCの締約国のなかでも、化学兵器の使 用、開発などを罰則をもって禁じるなどの包括的 国内法を整備している国は全締約国の5割強であ る。CWCを締結していない、または、締結はして いても化学物質を管理する国内法制度が整備され ていない国があれば、テロ組織などがこれら諸国 において化学兵器の開発、獲得を試みるおそれが ある。このため、テロ組織などの非国家主体によ る化学兵器の使用が現実の脅威となっている現在、 CWCの普遍性、国内法制定等の実施措置の強化は 国際社会における安全保障上の大きな課題である。

CWCの柱の1つである化学兵器の廃棄について は、申告された備蓄型化学兵器の約90%が既に廃 棄されている(2015年12月)。米国、ロシア及びリ ビアが保有する化学兵器の廃棄期限は2012年4月 まで延期されていたが、2011年の第16回 OPCW締 約国会議において、これら保有国による化学兵器 の廃棄の進展と、今後も保有国が化学兵器の廃棄 を継続するとのコミットメントを確認し、可能な 限り早い時期に化学兵器の廃棄を完了するよう慫 慂し、OPCWが中心となりその廃棄の進展を確認 するための措置をとることを骨子とする決定が採 択された。また、2013年8月の化学兵器使用疑惑 を契機として、シリアの化学兵器廃棄に向けた国 際的取組が行われている(コラム参照)。

さらに、CWCに基づく義務の履行等の促進のた めの地域協力についても着実な進展が見られる。 アジア地域ではアジア地域国内当局会合が毎年開 催されており(最近では、キプロス(2013年5月)、 インド(2014年7月)、中国(2015年5月)で開催)、 日本を含む参加国間でCWCの国内実施、産業査察 に係る経験などにつき活発な意見交換が行われて いる。

#### 4. 日本の取組

日本は、CWCの実効性を高めるため、国際社会 の取組に積極的に参加しているほか、日本独自の 取組として、非締約国への個別の働きかけを行う とともに、特にアジア地域を対象とした国内実施 法制定等の支援を行っている。具体的には、2014 年8月、化学兵器禁止条約(CWC)未加盟国であっ たミャンマーの批准に向けた支援の一環として、 OPCW技術事務局、マレーシア政府との共催によ り、CWCに関する国内啓発ワークショップ及び現 地化学工場への模擬査察実施への支援を行った。 我が国からは、ヤンゴンでの模擬査察に我が国専 門家を派遣し、ミャンマー政府関係者に対し、日 本でのCWC実施や産業査察受入れの経験及び国内 での実施体制の整備等の観点から様々なアドバイ スを行った。

そのほか、2004年以降毎年、OPCWの「アソシエート・プログラム」の下で、日本の化学産業の事業 所にこれまで24名のアジア地域の途上国政府関係 者を受け入れ、化学工場における安全管理等に関 する研修を実施している。

#### (参考) 化学兵器の種類

化学兵器は実験室や化学工場等で比較的容易に生 産することが可能である。これまでに化学兵器とし て開発された毒性化学物質には、大きく分けて「血 液剤」(血液中の酸素摂取を阻害し身体機能を喪失さ せる。塩化シアン等。)、「窒息剤」(気管支や肺に影 響を与え窒息させる。ホスゲン等。)、「びらん剤」(皮 膚や呼吸器系統に深刻な炎症を引き起こす。マスター ド等。)、「神経剤」(神経伝達を阻害し筋肉痙攣や呼 吸障害を引き起こす。サリン等。)などの種類があり、 このうち神経剤が最も致死性が高い。

### 第2節 / 化学兵器禁止機関(OPCW)

化学兵器禁止機関 (OPCW) は、CWCの実施状 況を検証することを主な任務とする機関として、 1997年4月に発効した CWCによりオランダのハー グに設立された。設立以来約5,000回の現地査察を 実施してきている。その内訳は、米国及びロシア などが OPCWに申告した化学兵器貯蔵施設や廃棄 施設への現地査察と、化学産業を有する締約国が OPCWに申告した特定の化学物質を扱っている施 設・事業所への現地査察に大別される。後者の査 察は、通称「産業査察」と呼ばれており、化学兵 器の開発・製造が化学産業という隠れ簑の下で秘 密裡に行われていないことを確認するため行われ るものである。また、CWCの下では、条約違反の 可能性について明らかにするため、締約国は他の 締約国の施設又は区域に対する申立てによる現地 査察(チャレンジ査察)の実施を要請する権利を 有する。このチャレンジ査察は、被査察国が申告 していない施設又は区域に対しても査察が行われ る点で画期的であるが、CWC発効後まだ一度も実 施されていない。

OPCWは、通常年1回開催される締約国の総会 である締約国会議、通常年3回開催される各地域 代表41か国(日本を含む。)から成る執行理事会及 び技術事務局により構成されている。技術事務局 長はトルコ出身のアフメット・ウズムジュ氏が 2010年7月から務めている(現在2期目。任期は 2018年7月まで)。技術事務局の職員数は約450名 で、うち約210名が検証・査察活動に従事している (2015年2月現在)。

また OPCWは、普遍化、国内実施支援、化学兵 器に対する防護、産業検証等に関するセミナーや 研修を開催し、CWCの実施を促進するとともに、 締約国間の協力を積極的に推進している。

日本は、米国に次ぐ OPCW第二の拠出国であり、 OPCWと緊密な協力関係を築いている。技術事務 局には、専門的知識を持つ自衛官、外務省及び経 済産業省職員を派遣してきている。

2014年3月、核セキュリティサミット参加のた めオランダ・ハーグを訪問した安倍晋三総理大臣 は、ウズムジュ技術事務局長の表敬を受け、シリ アの化学兵器廃棄に向けた支援を含む日本の支援 に対して謝意が表明された。

第

6

部

また、2015年2月には、外務省賓客としてウズ ムジュ技術事務局長が訪日し、岸田文雄外務大臣 をはじめとする日本政府関係者等との会談を行っ た。岸田外務大臣との会談では、CWCの実効性の 向上などの課題について意見交換が行われ、我が 国と OPCWが連携してそれらの課題に取り組んで いくことが確認された。

なお、OPCWは2013年12月、世界的な化学兵器 の全面禁止及び不拡散のための多大な貢献が評価 され、ノーベル平和賞を受賞した。

### 第3節 遺棄・老朽化化学兵器問題

### 1. 中国遺棄化学兵器

中国遺棄化学兵器問題とは、第二次大戦終了前 までに中国に持ち込まれ、残された旧日本軍の化 学兵器の処理問題であるが、日本と中国は、とも にCWC締約国であり、CWCの発効に伴い、日本 はこれらの遺棄化学兵器(ACW)を廃棄する義務 を負うことになった。CWCはACWについて、遺 棄締約国がACWの廃棄のため、すべての必要な資 金、技術、専門家、施設その他の資源を提供する こと、また、領域締約国は適切な協力を行うこと を定めている。1997年5月、累次の現地調査の結 果を踏まえ、日本もACWに関する申告をOPCW に対し提出し、その後も随時修正を行っている。 この申告内容を確認することなどを目的とした OPCWによる査察は既に62回実施されている。 ACWは、北は黒龍江省から南は広東省まで広い範 囲で存在が確認されているが、吉林省ハルバ嶺地 区には30~40万発が埋設されていると推定されて いる。なお、中国国内の各地でこれまでに約5.3万 発の ACWが発掘・回収され、OPCWに申告されて いる。(以上、2016年 1 月時点)。

1999年3月、閣議決定により、政府全体として ACWの廃棄に取り組むために、廃棄処理事業の実 施を総理府(2001年1月の省庁再編後は内閣府) が担当することを決定し、同年4月に総理府の中 に「遺棄化学兵器処理担当室」を設置した。また、 1999年7月には遺棄化学兵器の廃棄に関する基本 的枠組みとして日中覚書(「日本国政府及び中華人 民共和国政府による中国における日本の遺棄化学 兵器の廃棄に関する覚書」)が作成された。なお、 2015年1月の「内閣官房及び内閣府の業務の見直 しについて」の閣議決定を受け、同年3月にあら ためて内閣府の「遺棄化学兵器処理担当室」が政 府全体としての総合調整等を行うとともに、廃棄 処理事業の実施を担当することが閣議決定され、 1999年3月の閣議決定は廃止された。

ACW廃棄処理事業は、長期間にわたって地中等 に埋設された大量の古い化学兵器を、安全や環境 に留意し、中国の法律等を遵守しつつ廃棄すると いう、極めて難易度の高い困難な作業であること から、2006年には日中共同で廃棄期限を2012年4 月まで延期することを要請し、OPCW執行理事会 で承認された。また、2012年2月には、OPCW執 行理事会において、2012年4月以降も日中両国が 合意した廃棄計画に基づきACWの廃棄を継続して いく旨の決定が採択された。

廃棄の実施に関しては、2007年4月の日中首脳 会談において日本側から移動式処理設備の導入を 表明し、2010年10月から南京においてACWの廃棄 を開始し、2012年6月、同地におけるACWの廃棄 が完了した。武漢では、2014年12月に廃棄が開始 され、2015年7月に廃棄処理事業が完了した。また、 最大の埋設地とされるハルバ嶺では、2012年12月 に発掘・回収作業が開始され、2014年12月に試験 廃棄が開始された。石家荘では、移動式処理設備 による廃棄が2012年12月から実施されている。こ れまで、中国全土で約3.9万発のACWの廃棄が完 了している(2016年1月時点)。このように、日本 は一日も早い廃棄の完了を目指して最善の努力を 行っている。

### 2. 国内における老朽化化学兵器 (OCW)

国内で発見された旧日本軍の残した老朽化化学 兵器についても、日本はCWCに基づき誠実に廃棄 義務を履行し、OPCWの検証・査察活動に協力し ている。

これまでの老朽化化学兵器事案(OPCWに申告 し、廃棄を実施)は以下のとおり。

- ○北海道屈斜路湖(1996年10月、湖底から26発の 化学弾を発見)
- ○広島県大久野島(1999年3月、防空壕跡で不審 物9発を発見。鑑定により旧日本軍の「大あか筒」 と判定)
- ○福岡県苅田港(2000年11月以来、数次にわたり 旧日本軍の爆弾らしき物体を発見)
- ○神奈川県寒川町(さがみ縦貫道工事現場)(2002 年及び2004年、同工事現場にて不審物入りの瓶 等を発見。分析の結果、内容物はマスタード等 と判明)
- ○神奈川県平塚市(2003年4月、工事現場にて球 状ガラス瓶等を発見。うち一部からシアン化水 素を検出)
- ○静岡県浜松市(2007年8月、掘削調査を実施し、 旧日本軍のきい剤運搬貯蔵容器と推定されるド ラム缶1個を発見)
- ○千葉県千葉市(2007年及び2010年、計176 発の砲 弾を発見。鑑定の結果化学弾と判定)
- ○神奈川県寒川町(さがみ縦貫道工事現場)(2013 年12月、同工事現場にて不審物入りの容器を発 見。分析の結果、内容物は完全に固形化したご く微量のマスタードと判明)

第

6

部

### コラム

### シリアの化学兵器廃棄に向けた国際社会の取組

2013年8月21日に発生した首都ダマスカス郊外での化学兵器使用をめぐる問題を契機として、9 月14日、米露間でシリアの化学兵器を国際管理下に置くこと等について合意がなされた。これを受け、 同月28日には、右合意を実施するため、ハーグにおいて化学兵器禁止機関(OPCW)執行理事会決定 が採択され、シリアにおける化学兵器の査察及び廃棄の具体的なスケジュール、必要な査察を確保す るためのメカニズムが定められた。同日、ニューヨークにおいて、同決定を是認する国連安保理決議 第2118号が全会一致で採択された。

さらに同年11月15日には、OPCW執行理事会により「シリアの化学兵器及び生産施設廃棄のための詳細条件」が決定され、優先順位の高い廃棄対象物をシリア国外に搬出して国際的な協力により廃棄することが定められた。

これらの決定を実施するため設置された国連と OPCWの共同ミッションにより、廃棄のための具体 的な細部計画が立案され、シリア国内での査察活動等が実施されたほか、国外への化学剤の輸送作業 が実施された。

各国からは、国外廃棄及びそのための輸送に対する支援、査察・輸送・廃棄に対する財政的支援が 行われた。国外における廃棄処理の実施においては、米が主要な化学剤の廃棄のため、米軍艦艇(ケー プ・レイ)に廃棄用機材を積載して提供し、英が主要な化学剤の一部の廃棄を引き受けた。また、独、 フィンランドが廃棄処理により生じる化合物の処理を行った。

我が国としても、OPCW及び国連に対し、約15億円の財政的支援を行った。また、OPCWに勤務 する邦人査察官が、米軍艦艇(ケープ・レイ)上での廃棄の検証にチームリーダーとして参加した。

こうした国際社会の取組の結果、2014年6月23日にシリア国外への化学剤の搬出が完了し、同年 8月18日に米軍艦艇(ケープ・レイ)での廃棄作業が完了した。2016年1月、申告されたシリアの 化学剤及び化合物の廃棄が全て完了した。現在、シリア国内の化学兵器生産施設の廃棄作業が継続し ている他、2015年8月には、シリア国内で引き続き発生している塩素ガス使用者等の責任特定のため、 国連・OPCWの共同調査メカニズム(Joint Investigative Mechanism)の設置を決定する国連安保 理決議第2235号が全会一致で採択される等、化学兵器が二度と使用されないようにするための国際社 会の努力が続けられている。